

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月27日
【事業年度】	第14期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社サイバーセキュリティクラウド
【英訳名】	Cyber Security Cloud , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 小池 敏弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 倉田 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 倉田 雅史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	-	1,194,005	1,817,470	-	3,060,751
経常利益 (千円)	-	172,569	297,700	-	559,903
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	134,335	169,741	-	427,207
包括利益 (千円)	-	134,335	169,741	-	428,185
純資産額 (千円)	-	664,538	944,896	-	1,822,531
総資産額 (千円)	-	1,499,184	1,710,024	-	2,781,079
1株当たり純資産額 (円)	-	71.35	100.66	-	190.13
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	14.60	18.17	-	45.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	14.27	17.83	-	44.57
自己資本比率 (%)	-	44.33	55.17	-	64.61
自己資本利益率 (%)	-	20.21	21.11	-	23.78
株価収益率 (倍)	-	233.56	93.82	-	48.26
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	133,920	382,044	-	578,460
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	242,522	59,020	-	106,150
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	650,737	169,894	-	93,260
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	899,050	1,052,180	-	1,754,945
従業員数 (人)	-	59	78	-	112

(注) 1. 当社は、第10期については、連結財務諸表を作成していないため、記載をしておりません。また、第13期については、連結子会社であった株式会社ソフテックを2022年4月1日付で吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので、連結財務諸表を作成しておりません。

2. 当社は2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	816,497	1,194,005	1,592,959	2,275,950	2,980,977
経常利益 (千円)	141,950	187,393	252,991	395,610	575,035
当期純利益 (千円)	153,774	149,158	147,615	306,406	440,839
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	174,250	334,295	388,906	415,528	443,778
発行済株式総数 (株)	2,235,000	9,313,200	9,373,344	9,416,244	9,450,644
純資産額 (千円)	210,113	679,362	937,594	1,309,278	1,818,851
総資産額 (千円)	498,822	1,384,825	1,581,607	2,157,364	2,768,097
1株当たり純資産額 (円)	23.50	72.95	99.88	137.62	189.74
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.20	16.21	15.80	32.61	46.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	15.84	15.50	32.19	45.99
自己資本比率 (%)	42.12	49.06	59.19	60.07	64.78
自己資本利益率 (%)	115.42	33.54	18.27	27.46	28.54
株価収益率 (倍)	-	210.36	107.55	52.50	46.76
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,359	-	-	353,632	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	114,240	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,596	-	-	40,603	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	356,914	-	-	1,330,154	-
従業員数 (人)	30	48	68	85	106
株主総利回り (%)	-	-	49.8	50.2	64.1
(比較指標: 東証グロース指数)	(-)	(-)	82.6	73.9	96.7
最高株価 (円)	-	6,870 (45,050)	4,240	2,870	3,450
最低株価 (円)	-	3,060 (9,150)	1,688	1,102	1,648

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第10期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 第11期、第12期及び第14期は連結財務諸表を作成しているため、第11期、第12期及び第14期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

6. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
7. 当社は、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で、2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 2020年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したため、第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第12期から第14期の株主総利回り及び比較指標は、第11期末を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものであります。なお、2020年3月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、第10期の株価については記載しておりません。また、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第11期の株価については、株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
11. 株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース指数」へ変更いたしました。

2【沿革】

年月	事項
2010年8月	東京都渋谷区に「株式会社アミティエ」を設立
2013年1月	サイバーセキュリティ事業開始
2013年12月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん サーバセキュリティタイプ」提供開始
2014年10月	商号を「株式会社サイバーセキュリティクラウド」に変更
2014年10月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん WEBセキュリティタイプ」提供開始
2016年3月	Web改ざん検知サービス「Web改ざん発見くん」提供開始
2016年8月	DDoS攻撃対策のサービス「攻撃遮断くん DDoSセキュリティタイプ」提供開始
2016年10月	サイバー保険の自動付帯を開始
2017年12月	パブリッククラウドの提供するWAFのルール自動運用サービス「WafCharm」提供開始
2018年7月	クラウド型WAFにおける外部からの攻撃に対する防御ルールに関連する特許「ファイアウォール装置」を取得（特許第6375047号）
2018年9月	Cyber Security Cloud Inc.（米国法人）設立（現・連結子会社）
2018年12月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得
2019年2月	Webアプリケーションを保護するルールセットのAWS WAF Managed RulesをAWS Marketplaceにて提供開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年12月	株式会社ソフテックの株式を100%取得し連結子会社化
2021年11月	「WafCharm AWS版」を米国にて提供開始
2022年4月	株式会社ソフテックを吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年5月	東京都品川区に本店を移転
2022年11月	「WafCharm for AWS Marketplace」をAWS Marketplaceにて提供開始
2023年10月	AWS環境フルマネージドセキュリティサービス「CloudFastener」提供開始

3【事業の内容】

当社グループは、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティの領域でAIを活用しながら、自社開発プロダクトによるサイバーセキュリティ事業を展開しております。

企業における代表的なサイバーセキュリティ対策は、社内セキュリティとWebセキュリティの2つの領域に大別されます。社内セキュリティは、例えばマルウェア（ ）等のウイルス感染から端末を守り、人の脆弱性による被害を防ぎます。一方でWebセキュリティは、ハッカーからの不正アクセスなどによる攻撃からWebサイトを守り、システムの脆弱性による被害を防ぎます。当社グループは、Webセキュリティの領域にて、WAF（Web Application Firewall）（ ）を中心としたハッカーによるサイバー攻撃から守るためのプロダクトと、ハッカーから狙われる脆弱性情報の収集・管理を行うプロダクトを提供しています。

当社グループが提供している主なサービスの内容については以下のとおりです。なお、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(1) 攻撃遮断くん

クラウド型WAF（ ）「攻撃遮断くん」は、Webアプリケーション（ ）に対するサイバー攻撃を検知・遮断・可視化する、クラウド型のセキュリティ・サービスです。製品の開発・運用・販売・サポートまで、当社が一貫して提供しています。Webサイトへの多種、大量のサイバー攻撃のデータと運用ノウハウを活用しながら、日々発見される新たなWebアプリケーションの脆弱性に対するセキュリティパッチ（ ）をすぐに適用できない状況や、定期的に脆弱性診断が出来ない状況でも、「攻撃遮断くん」によってサイバー攻撃を遮断し、簡単にWebサイトをセキュアな環境に保つことが可能となります。

また「攻撃遮断くん」は、リアルタイムでサイバー攻撃を可視化し、攻撃元IP（ ）や攻撃種別などを管理画面で把握することができます。目には見えないサイバー攻撃をヴィジュアル化することで、より適切な状況把握と情報共有が可能になります。

「攻撃遮断くん」では、AI（ ）を活用することで、従来のシグネチャ（ ）では発見することができなかった攻撃や、顧客のサービスに影響がある誤検知を発見しております。当社では、一般的な攻撃情報だけでなく、ユーザーの正規のアクセス、攻撃として検知されたアクセスをニューラルネットワーク（ ）に学習させることで、日々のアクセスデータや検知データをAIで評価することにより、シグネチャ精度向上に取り組んでおります。

「攻撃遮断くん」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルとなっており、継続したサービス提供を前提としております。エンジニアとサポートが一丸となって、Webアプリケーションの脆弱性の情報収集及び迅速な脆弱性への対応、シグネチャの設定、カスタマイズ等、顧客価値向上を実現することで、解約率を低水準に維持しております。

(2) WafCharm

「WafCharm」は、クラウドサービス市場において大きなシェアを有するAmazon Web Services（AWS）（ ）、Microsoft Azure（ ）、Google Cloud（ ）の3つのクラウドプラットフォームにてサービスを提供しており、WAFを“AI”と“ビッグデータ”によって自動運用することが可能なサービスとなっております。

パブリッククラウド（ ）の提供するWAFを導入することによって、Webアプリケーションのセキュリティを高めることができますが、お客様自身でWebサイトに合わせた最適なルールを設定する敷居は高く、多くの知識と時間が必要となります。そこで、「WafCharm」を利用することにより、WAFのルール初期セットアップからルール運用までを「WafCharm」で自動化することができます。新たな脆弱性への対応も自動でアップデートされるため、セキュアな状態でWebサイトの運用が可能となります。Webセキュリティ対策にかかる時間と人的リソースを最小化でき、お客様は本業にリソースを集中させ、ビジネスの成長に専念して頂けるようになります。

また、2022年11月より、AWS Marketplace（ ）内で「WafCharm for AWS Marketplace」を提供開始し、世界中のAWSユーザーに向けた販売を開始しております。

「WafCharm」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルに加え、従量課金型モデルが組み合わさった料金形態となっており、継続したサービス提供を前提としております。

(3) AWS WAF Managed Rules

AWS WAF() Managed Rules()とは、セキュリティ専門のベンダーが独自に作成する、厳選されたAWS WAFのセキュリティルールセットです。

2019年2月末時点で世界で7社目(注)となるAWS WAFマネージドルールセラーに認定された当社の米国子会社を通じ、AWS MarketplaceでのAWS WAF Managed Rulesの提供が開始されました。当社が「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」で培ったAWS WAFにおけるルール設定ノウハウをもとにルールをパッケージ化することで、AWS WAFを利用するお客様は、AWS Marketplaceから簡単にManaged Rulesを利用することができます。

(注) AWS MarketplaceでManaged Rulesを販売している会社数から算定。

(4) SIDfm

「SIDfm」は、サービスを開始して以来、20年以上に渡り数多くのお客様の脆弱性管理基盤の情報ベースとして活用されており、脆弱性専門アナリストが、日々現れる脆弱性の内容を調査しコンテンツを作成し、様々な手段を用いてお客様に情報を送り届けております。また、お客様が判断に悩む脆弱性の影響調査においても、

「SIDfm」コンテンツを見ることにより、的確な判断を行うことができるだけでなく、脆弱性情報は個々のIT資産の脆弱性の状態を管理するためのマッチングにも利用されています。このように、脆弱性に係るコンテンツの作成から脆弱性の管理ツールの提供までの、包括的なソリューションを提供しています。

(5)脆弱性診断サービス

脆弱性診断サービスとして、Webアプリケーション脆弱性診断、プラットフォーム診断、サーバー構成診断を提供しております。「SIDfm」提供の基礎となる脆弱性の研究を行い、脆弱性に精通した知見と技術を生かした、セッション管理脆弱性専用診断ツール「WebProbe」や、Webアプリケーション診断エンジン「WAVI」等の診断ツールの開発を行ってきました。これらのツールを活用した広範囲な診断と長年の診断経験をもつシニアセキュリティエンジニアによる深く高度な手動診断を組み合わせたハイブリッド診断を提供しています。

(6)CloudFastener

AWS環境フルマネージドセキュリティサービス「CloudFastener」は、AWSの各種セキュリティサービスを包括的に管理し運用するフルマネージドセキュリティサービスです。

AWSのクラウド資産の洗い出しを行い、セキュリティリスクを可視化します。また、OS・ソフトウェアの脆弱性や設定ミスの発見、クラウド環境における脅威の情報を収集・分析し、24時間365日WS環境を常時保護・モニタリングします。そして、対処すべきリスクをトリアージし、セキュリティアラートの処置、対処サポートを行います。

セキュリティ人材の確保・運用体制に課題を抱える企業でも、AWSクラウド環境で安心して開発業務に集中することができるようになります。

用語集

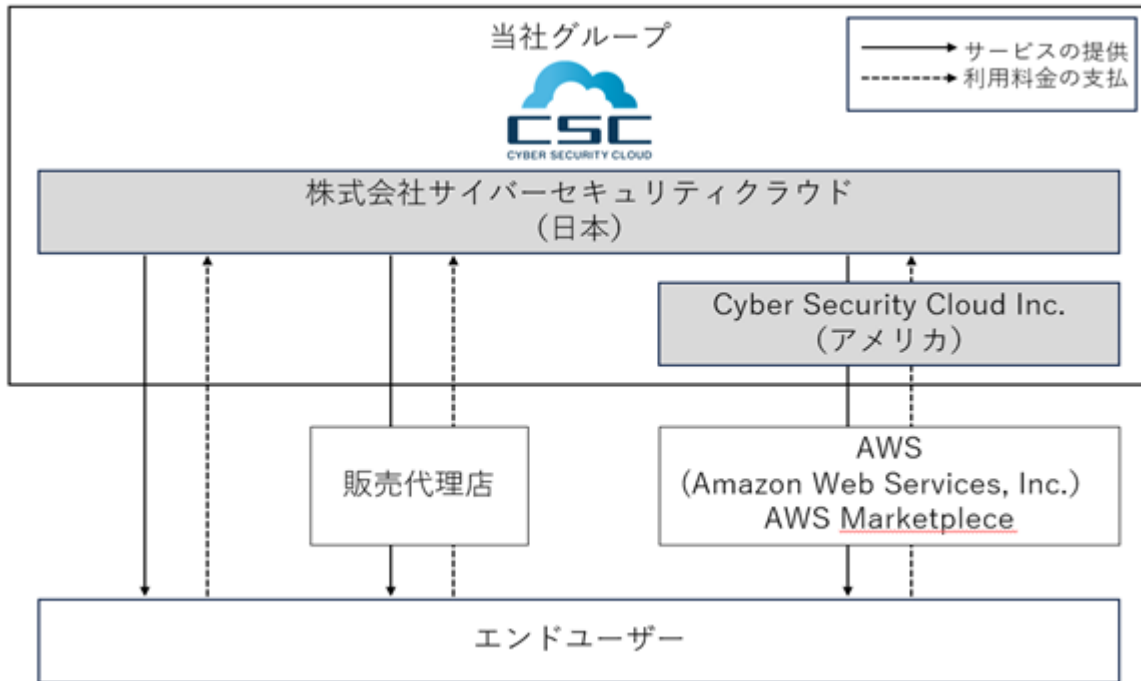
(五十音順に記載)

用語	用語の定義
クラウド型WAF	サーバ購入などインフラの調達や整備は不要で、月額・年額のサービス利用料を支払うことでWAFを利用することが可能。WebサーバのDNS()設定を変更するだけで導入ができる。ベンダーが提供するWAF専用サーバをWebサーバの直前に設置、または企業が購入したハードウェアへWAFをインストールすることで導入可能なアプライアンス型に比べて、ネットワークの構成の変更や運用の手間が不要。
シグネチャ	マルウェアや不正アクセスといった攻撃の「特徴的なパターン」を意味する。またこのパターンを集約したファイルを「シグネチャ ファイル」、シグネチャを利用して攻撃を検知、防御する機能を「シグネチャ機能」と呼ぶ。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣することで、脳機能に見られる特性を計算機上のシミュレーションによって表現することができる数学モデル。
パブリッククラウド	企業や個人などの不特定多数のユーザに対し、サーバやストレージ、データベース、ソフトウェアなどのクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのこと。 利用ユーザーは、従来のようにサーバーや通信回線などを調達・所有する必要がなくなり、必要なときに必要な量のクラウド環境を、素早く利用することが可能となる。

用語	用語の定義
マルウェア	コンピューター・ウイルス、スパイウェアなど、悪意のある目的を持ったソフトウェアやプログラム。
AI	Artificial intelligenceの略語。日本では「人工知能」として知られている。従来から概念として広く知られた言葉だが、ロボティクス同様、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯び始めている。
AWS (Amazon Web Services)	Amazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称。
AWS Marketplace	AWS上で実行されるソフトウェアやサービスを見つけて購入し、すぐに使用を開始することができるオンラインソフトウェアストア。
AWS WAF	Amazon Web Services Web Application Firewallの略語。 AWS上で、お客様のWebアプリケーションを、アプリケーションの可用性、セキュリティの侵害、リソースの過剰な消費などに影響を与えかねない一般的なWebの弱点から保護するWebアプリケーションファイアウォール。AWS WAFを使用すると、カスタマイズ可能なWebセキュリティルールを指定することによって、どのトラフィックをWebアプリケーションに許可またはブロックするかを制御できる。
DNS	Domain Name Systemの略語。インターネット上におけるホスト名 (FQDN) やドメイン名に対応するIPアドレス情報を管理・運用するシステム。
Google Cloud	Google Cloud ユーザ向けに提供されているWAFサービスのこと。
IP	パケット交換の仕組みを用いてコンピューターやネットワークを相互接続する通信プロトコルのこと。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味する。
Managed Rules	AWS Marketplaceセラーが作成して管理している厳選されたルールセットで、AWS Application Load BalancerやAmazon CloudFrontで実行しているWebアプリケーションの前面に簡単にデプロイ可能。これらのManaged Rulesを使用すると、WebアプリケーションやAPIの保護を迅速に開始できる。
Microsoft Azure	Microsoftが提供するパブリッククラウドプラットフォーム。コンピューティングからデータ保存、アプリケーションなどのリソースを、必要な時に必要な量だけ従量課金で利用することが可能。
WAF (Web Application Firewall)	ファイアウォール的一种で、Webアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃から、WebサーバやWebサイトを保護するセキュリティ対策。エンドユーザーとWebサーバ間の通信を監視し、シグネチャ (不正な値・通信パターンを定義するルール) に一致した通信を攻撃と判断しブロックする。インフラ及びネットワークを保護するFirewallとは異なり、WAFはWebアプリケーション及びソフトウェアやOSを保護する。
Webアプリケーション	ブラウザから利用可能なアプリケーション・サービスのことを指す。 クライアント側のブラウザとサーバ側のアプリケーションサーバなどのプログラムが、互いに通信をおこなうことでサービスを実現する。

[事業系統図]

当社グループにおける事業の系統図は、以下のとおりであります。矢印はサービス提供の流れです。



4【関係会社の状況】

非連結子会社であったCyber Security Cloud Inc.の重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
Cyber Security Cloud Inc.	米国カリフォルニア州	50,000ドル	サイバーセキュリティ事業	100.0	当社製品のグローバル領域への販売 役員の兼任有

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
サイバーセキュリティ事業	112
合計	112

(注)1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
106	37.5	2.4	7,563

(注)1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度末と比べて21名増加しておりますが、その主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

4. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合

提出会社

2023年12月31日現在

当連結会計年度	
管理職に占める女性労働者の割合(%)	6.7
(注)	

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する。」という経営理念のもと、「日本発のグローバルセキュリティメーカーとして、世界中で信頼されるサービスを提供する」というミッションを掲げています。

不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策としてのサイバーセキュリティを当たり前にするべく、「攻撃遮断くん」、「WafCharm」、「AWS WAF Managed Rules」、「SIDfm」、「CloudFastener」等のクラウドアプリケーションセキュリティサービスの提供により、高度情報社会におけるサイバー空間を支えることを通じ、企業価値の最大化を図ります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、売上高及び営業利益を重視しており、2025年に向けた財務目標として、売上高50億円、営業利益10億円を掲げております。新規顧客の獲得及び解約率水準の維持低減のための事業活動により、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

近年、インターネットやAIなど技術の進化によりWebシステムへのサイバー攻撃の手口が加速度的に高度化しております。不正アクセスによる情報漏洩や、企業のサービスの妨害や破壊を目的としたDDoS攻撃など、通信を媒介し、様々なアプリケーションの脆弱性が悪用されることにより深刻な被害につながっております。

オンライン化やDX化の加速に伴ってサイバー攻撃は増加傾向にあり、加えて、AIを悪用したより複雑な攻撃や、未知のサイバー攻撃が今後増加していくことも予想されている一方で、セキュリティ人材は慢性的に不足しております。

これらの脅威に対して、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造を実現するために、当社グループは以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業を推進してまいります。

当社グループのサービスは、サイバーセキュリティに特化しているからこそ、サイバーセキュリティ技術による言語や文化の壁を越えたグローバル展開が可能となっております。日本発のグローバルサイバーセキュリティカンパニーとして、当社グループの技術力を活かした独自のプロダクトを提供し、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造の実現を目指してまいります。

コア技術だけでは多くの利用者を満足させる製品づくりはできません。当社グループでは技術、サポート、販売が密な連携を行うことで、ユーザーの声を開発に反映した満足度の高い製品づくりを行ってまいります。

当社グループのサービスはクラウド型で提供することにより、当社グループに多くのアクセス及び攻撃データが集まります。そのデータをAI技術を用いて分析することで、新たな顧客課題の発見へとつながり、新たな製品を生み出してまいります。

当社グループは、サイバーセキュリティ分野において、攻撃手法の研究技術、サイバーセキュリティ製品に搭載することを目的としたコア技術の開発力、大量のデータを知見に変えるAI技術を保有しております。

サイバーセキュリティは多層防御といわれ、それぞれの層において対処すべき事項が多岐に渡ります。現在の製品を軸足におきながらも、他分野におけるセキュリティ対策の製品化など、社会トレンドを踏まえたリサーチを基としたR&Dを実行する体制を構築することで、トレンドに適した製品をサブスクリプションモデルで開発・提供してまいります。

サイバー攻撃の手法は日々進化しており、それに対応するための方法もまた日々進化させることが重要です。脅威インテリジェンス（注）を活用し、最新の攻撃手法の研究を行いプロダクトへの反映を瞬時に行っていきます。

また、ビッグデータを保持するサービスを多く提供していくことで、ビッグデータとAIの技術を組み合わせた新たな知見を生み出し、サイバー攻撃の防御への活用のみならず、ユーザーの利便性向上のための研究開発を行ってまいります。

（注）脅威インテリジェンス：Threat Intelligence（スレットインテリジェンス）を日本語に翻訳したもの。

新たな脅威の防止や検知に利用できる情報の総称。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(研究開発)

サイバー攻撃の手法が年々高度化していることから、サイバー攻撃を防御する側でも新たな技術の活用が求められております。当社グループでは、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社グループが保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

(サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社グループ事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社グループ業域の拡大を目指すものであります。

(人材の確保と育成)

当社グループが中長期にわたって成長するにあたり、技術者を中心とした優秀な人材確保と育成が重要となっております。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No. 1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀な人材が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて育成を進めてまいります。

(サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループサービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

(セキュリティ対策の認知向上)

多くの企業では、Webセキュリティ対策としての「WAF」が未だ導入されておられません。当社グループの経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。そのため当社グループは、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策に関する啓発活動、当社グループが所持するデータに基づく統計情報などの発信により、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

(海外展開)

海外のサイバーセキュリティ市場規模は日本と比べても非常に大きい一方で、市場全体における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めております。当社グループの経営理念実現に向けた中長期的な成長を見据え、日本国内だけでなくグローバルをターゲットとしながら、営業活動の推進及び開発体制強化により事業拡大を図ってまいります。また、世界各国の金融政策の動向や地政学的リスクの高まりにより、為替相場が急激に変動する可能性があります。為替予約の検討等により、適正な利益の確保に努めてまいります。

(内部管理体制の強化)

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループは監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境及びサステナビリティに関する考え方

当社グループは「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティに関する社会課題を解決し、社会へ付加価値を提供すべく事業に取り組んでおります。当社グループが持続的に高品質なサービスを提供しながら企業価値を向上させていくためにも、サステナビリティを重視した経営を実践しております。事業を通じてサイバーセキュリティ対策の推進を図り、社会全体の持続的な発展に貢献することができると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、有価証券報告書「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の通りであります。サステナビリティへの取り組みについても、この体制のもとで運営しております。

(2) ガバナンス体制及びリスク管理

当社グループのサステナビリティ上の重要な課題やリスクについては、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。

具体的なガバナンス体制図については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(3) 人的資本戦略について

当社グループにおける人材育成に関する方針及び社内環境整備に関しては、以下の通り取組を行っております。

・人材の育成方針

当社グループでは、私たちが大切にしていきたい想いとして、CSC Core Valuesを掲げております。

Customer	お客様に安心安全を届けることが、私たちの存在意義である。お客様に寄り添い、深く理解することから始めよう。誇りをもてるプロダクト・サービスを提供し、信頼されるセキュリティパートナーとしてお客様の成功に貢献しよう。
Support	一人は実現できない未来を創る。どんな場面も、Give and be given の精神で自ら進んでサポートし、時には積極的にサポートを求めよう。 結果は皆で分かち合い、互いを讃え感謝しよう。
Challenge	現状維持は停滞だ。小さな改善、野心的な目標、新たな取り組み、そんなチャレンジの場面を自ら生み出す。 より良い未来に心躍らせ、コンフォートゾーンから一步踏み出そう。

これらのバリュー実践に向けた人的資本に関する取り組みとして、オンボーディング支援としてのウェルカムランチやメンター制度、各種トレーニングプログラム、書籍購入補助や資格取得支援などの自己啓発支援制度などを設けております。自律的な自己研鑽やキャリア構築を支援する風土と枠組みに加え、業務に必要な知識習得に向けたサポートを行うことで、継続的な人材育成に取り組んでおります。

・社内環境の整備

当社グループの経営理念の実現に向けて、プロフェッショナルが結束し、成果を創出し続けるための基盤をつくるとなる人事制度を構築しております。多様な属性・才能・キャリア背景等をもった人材を積極的かつ幅広く採用しながら、フレックスタイム制度、テレワーク制度、育児介護休業制度などにより、多様な人材がやりがいをもって働ける組織の構築に努めております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、女性をはじめとした多様な人材が成長し能力を発揮できる環境づくり及び多様な働き方をサポートする施策を推進することで、以下の3点を実現させ、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

社員一人ひとりがのびのびと働ける環境づくり

人材の採用拡大

ビジネス機会の創出・拡大

(目標及び実績)

	2028年目標	2023年実績
社員に占める女性比率	35%以上	26.4%
管理職に占める女性比率	12%以上	6.7%

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

(事業環境の変化について)

当社グループが属するサイバーセキュリティの市場は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。サイバーセキュリティに対する脅威の複雑化・多様化を背景に市場は今後拡大していくものと見込んでおりますが、市場の黎明期であるため不確定要素も多く、市場の成長スピードが当社グループの想定と異なる可能性があります。

このような中、当社グループは研究開発担当者による新技術の開発や、各種メディアへの情報発信などの取り組みにより、当社グループ製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。しかし、新たなサイバーセキュリティに関する技術や、サイバー攻撃の脅威に対する当社グループ製品及びサービスの開発が追い付かなかった場合を含め、当社グループを取り巻く事業環境の変化に有効な対抗策を講じる事ができなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(競争について)

当社グループが属するサイバーセキュリティの市場は、成長市場として注目され、市場が拡大傾向にあります。当社グループでは、これまで培ってきたサイバーセキュリティに関するノウハウと当社グループの保有するデータや技術を活かし、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供をできるよう進めていく方針であります。しかし、競合企業の新規参入や、競合企業が優れたサイバーセキュリティ機能は無償または安価でサービス提供した場合、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、このような競合企業と同機能が当社グループの各サービスの機能より劣っていたとしても、ユーザーはより低い価格を求めて当該競合企業の製品を選択する可能性があります。そのような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(海外展開について)

当社グループは、2018年9月に海外子会社（アメリカ）を設立し、海外展開を進めておりますが、海外展開に際しては現地の法令・規制の変更、社会情勢、為替相場の変動、当社グループのサービスが市場に受け入れられない可能性等の様々な潜在的リスクが存在しております。それらのリスクに対処できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社グループのサービスに関するリスク

(セキュリティサービスの提供について)

当社グループのサービスは、サイバーセキュリティというサービスの性質上、サイバー攻撃の技術向上その他の原因により、第三者からのあらゆる不正なアクセスを当社グループのサービスにより遮断できるものではなく、当該サイバーセキュリティの目的が100%実現することを保証するものではありません。当社グループのサービスの利用約款や契約には免責事項及び当社グループの責任の及ぶ範囲についての条項を明記しておりますが、顧客の情報資産に対するサイバー攻撃や情報資産漏洩等のセキュリティインシデントが生じた場合、当社グループの責に帰すべき事由の有無に関わらず、当社グループのサービスに対する信頼性の喪失や、何らかの事情による損害賠償責任の追及を受ける可能性を否定できず、この場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのサービスの一部には、当社グループ以外の第三者がその著作権等を有する複数のオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）を組み込んでおります。当社グループでは、サービスにOSSを組み込む場合、各OSSライセンスに則って組み込むほか、開発元によるアップデート情報の収集、代替となるソフトウェアの利用や自社開発の検討等の対応を行っております。しかし、各OSSライセンスの内容が大幅に変更されたり、利用するOSSが第三者の権利を侵害するものであることが発見された場合、プログラムの瑕疵（バグ）があった場合には、当該プログラムの修正や、かかる第三者への対応による費用負担の発生、当社グループサービスの提供が困難となることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(当社グループが提供するサービスの瑕疵について)

サービスを提供する際には、開発過程におけるプログラムのバグや欠陥の有無の検査、ユーザーの使用環境を想定した動作確認などの品質チェックを行い、サービス提供におけるトラブルを未然に防ぐ体制をとっております。しかしながら、サービスの特性上、これらを完全に保証することは難しいものとなっております。

万が一、プログラムにバグや欠陥が発見された場合の対策として、当社グループではプログラムの修正対応や、サービスの利用約款への免責条項の設定などにより損失を限定する体制をとっておりますが、これらの対策はリスクを完全に回避するものではなく、バグや欠陥の種類、発生状況によっては補償費用が膨らみ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(システム障害について)

当社グループの事業はインターネット通信網に依存しており、ホスティングサービス業者のサーバを利用しております。当社グループでは、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも関わらず、ホスティングサービス業者に障害が生じ、代替手段の調達ができずにサービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合や、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(サイバーセキュリティ事業に特化していることによる影響について)

当社グループは、サイバーセキュリティ事業に特化したサービス提供をしております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、サイバーセキュリティ事業の需要が低迷した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(解約について)

当社グループのサービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社グループの予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社グループの想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(研究開発について)

当社グループでは、最新のサイバー攻撃の脅威に対応すべく、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。しかしながら、研究開発には多くの不確実性が伴い、当初想定した研究開発による成果が得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。当社グループでは研究開発の成果とのバランスを鑑みながら、費用が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

(情報管理体制について)

当社グループは、情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた社内の情報管理には十分な注意を払っております。また、セキュリティ管理策の実施と従業員のモラル教育の徹底、セキュリティシステムの導入、ネットワークやデータベースへのアクセス制御やログ管理、サイバー攻撃や当社グループ従業員による情報漏洩等の情報セキュリティインシデントの未然防止などの管理策を実施しております。

このような対策にも関わらず当社グループにおいて、サイバー攻撃による被害発生、情報漏洩への関与または当社グループ技術の犯罪行為等への悪用等が行われた場合、漏洩した機密情報を使用されることによる損害や、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループの信用が失墜するなどにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(小規模組織であることについて)

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(人材の確保について)

当社グループが開発するサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要と認識しております。当社グループは継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(法的規制について)

当社グループは企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社グループの事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社グループ事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社グループの事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(知的財産権について)

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、専門家と連携しながら調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、使用料の請求や損害賠償請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループに対する知的財産権の使用料の請求や損害賠償請求等が発生することや、当社グループが保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

(配当政策について)

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後の配当については、内部留保の確保とのバランスを考慮したうえで実施していくことを基本方針としていますが、当面は内部留保を優先させる方針であり、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期との比較分析は行っておりません。また、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,146,597千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金1,754,945千円、売掛金279,530千円であります。固定資産は634,481千円となりました。その主な内訳は、無形固定資産が350,199千円、投資その他の資産が232,497千円であります。

この結果、総資産は2,781,079千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は866,808千円となりました。その主な内訳は、未払金が187,829千円、契約負債が197,505千円であります。固定負債は91,739千円となりました。その内訳は、長期借入金91,739千円であります。

この結果、負債合計は958,547千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,822,531千円となりました。その主な内訳は、資本金が443,778千円、資本剰余金が434,778千円、利益剰余金が915,436千円であります。

経営成績の状況

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界を取り巻く環境は、ウクライナやイスラエル情勢の悪化等に伴い、先行き不透明な状況が続いております。依然として、システムの脆弱性を突いたサイバー攻撃は後を絶たず、不正アクセスによる個人情報の漏えいだけでなく、業務停止による被害拡大など、サイバーセキュリティ対策の重要性が益々高まっております。このような状況の中、当社グループは「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティに関する社会課題を解決し、社会への付加価値提供に注力しております。

当連結会計年度においては、パブリッククラウドのWAF自動運用サービス「WafCharm」の従量課金版をリリースしたことや、脆弱性情報収集・管理サービス「SIDfm VM」のクラウドタイプおよびMSP（注1）事業者向けプラン「SIDfm VM for MSP」をリリースしたことに加え、MSS（マネージドセキュリティサービス）領域への進出により「CloudFastener（クラウドファスナー）」をリリースするなど、プロダクトのアップデートやリリースに注力してまいりました。さらに、当社グループのプロダクトを販売いただく「販売パートナー」に加えて、顧客をご紹介いただく「紹介パートナー」制度を新設し、パートナー企業の募集を拡大いたしました。

2023年4月に、AWS WAFを使用したAWS統合製品を開発した企業として、国内で唯一「AWS WAF Ready Program」のローンチパートナーに認定されました。また、これまでのAWS Marketplace（注2）における販売実績や技術的な認定を取得したことが評価され、「AWS パートナーパス」において最上位パートナーステージに昇格いたしました。2023年11月には、AWS最大の年次カンファレンス「AWS re:Invent 2023」に初出展し、世界のAWSユーザーに直接セールス・マーケティングを行い、当社グループの認知拡大を目指してまいりました。

この結果、各プロダクトの新規受注が好調に推移し、当社グループのARR（注3）は3,285,845千円（前年同期比30.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高3,060,751千円、営業利益549,895千円、経常利益559,903千円、親会社株主に帰属する当期純利益427,207千円となりました。

なお、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (注) 1. Managed Service Providerの略称。顧客が利用するコンピューターやネットワークなどのITシステム運用・保守・監視を提供する事業者
2. AWS上で実行されるソフトウェアやサービスを見つけて購入し、すぐに使用を開始することができるオンラインソフトウェアストア
3. Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR（注4）（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出
4. Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、1,754,945千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は578,460千円となりました。その主な内訳は、税金等調整前当期純利益559,381千円の計上、株式報酬費用47,599千円、売上債権の増加額73,094千円、未払金の増加額126,513千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって使用した資金は106,150千円となりました。その主な内訳は、無形固定資産の取得による支出105,887千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって使用した資金は93,260千円となりました。その主な内訳は、長期借入金の返済による支出95,208千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	販売高	前年同期比(%)
攻撃遮断くん(千円)	1,453,899	-
WafCharm(千円)	886,302	-
その他(千円)	720,549	-
合計(千円)	3,060,751	-

- (注) 1．当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。
- 2．当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
- 3．当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載していません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項」に記載しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当連結会計年度の売上高は、3,060,751千円となりました。これは主に、マーケティング活動による当社サービスの認知度向上や、新規顧客開拓に努めた結果、「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」の受注が増加したためであります。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度における売上原価は、924,992千円となりました。この結果、売上総利益は2,135,759千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、組織拡大のため、中途採用を積極的に行ったことによる採用費、人件費の増加及び積極的な広告宣伝活動による広告宣伝費の増加などにより、1,585,863千円となりました。この結果、営業利益は549,895千円となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当連結会計年度における営業外収益は、為替差益などにより、11,511千円となりました。

当連結会計年度における営業外費用は、支払利息などの計上により、1,504千円となりました。

この結果、営業外損益は10,007千円の利益となり、経常利益は559,903千円となりました。

e. 特別損益、当期純利益

当連結会計年度における特別損失は、522千円となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は559,381千円となりました。また、法人税、住民税及び事業税174,803千円、法人税等調整額を 42,630千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は427,207千円となりました。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照下さい。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、通信費、人件費、広告宣伝費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は新サービスである「CloudFastener」の開発支出等によるものであります。

当社グループは、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金及び投資資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、当連結会計年度末における借入金残高は184,198千円となっております。また、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は1,754,945千円であり、流動性を確保しております。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長を遂げるためには、様々な課題に対処する事が必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施しさらなる事業拡大を図ってまいります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

サイバーセキュリティ製品の開発は、今までの専門家の知識をもとにした製品開発だけでなく、新規技術を活用した製品開発を進めることが重要になっております。そのため当社グループでは、日々収集される大量のデータを活用するAIの活用や、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、132,236千円となりました。なお、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

ビッグデータ・機械学習・AIを活用した精度向上の研究

AI を用いたサイバー攻撃の検知精度向上および攻撃分類、通信識別等に関する研究開発を行いました。

システムに関連する様々な要素技術の研究

コンテナ技術・サービスマッシュ、分散技術やオーケストレーション環境下におけるセキュリティ対策に関する研究開発を行いました。また、自社サービスの運用自動化、高度化に向けた研究開発を行いました。

新たな脆弱性のリサーチ及びサイバー攻撃の基礎研究

新たな脆弱性情報をいち早く収集し、新たな攻撃手法と防御手法に関する研究開発を行いました。

データ活用・連携に関する調査研究

当社グループ保有のWAFログと、改ざん検知やサーバログ等の他データとの連携による分析の高度化および他業種データとの活用に関する研究開発を行いました。

生成 AI によるセキュリティ対策や業務改善についての研究

当社グループが提供するサービスにおいて実施される業務の改善やお客様に対するセキュリティ対策の提案に生成 AI を活用する研究開発を行いました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は106,150千円であり、主な内容は自社サービスの開発に伴うソフトウェアへの設備投資105,887千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	事務所等 ソフトウェア	45,499	6,285	123,202	174,987	106

(注) 1. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、103,764千円であります。

2. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 当社グループは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 在外子会社

重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,760,000
計	35,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,450,644	9,450,644	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	9,450,644	9,450,644	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 提出日現在の発行済株式数のうち74,244株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(180,506千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 16(注)7
新株予約権の数(個)	225
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）4に準じて決定する。

6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の役員への就任、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員6名となっております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2(注)7
新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の取得事由
（注）4に準じて決定する。
6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者1名となっております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 29(注)7
新株予約権の数(個)	242
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 96,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,125(注)2
新株予約権の行使期間	2022年2月15日から2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,125 資本組入額 562.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対する譲渡、担保権の設定 その他処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使条件

新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 下記の場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 新株予約権の割当を受けた者が（注）3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合
- 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 再編対象会社による新株予約権の取得
- （注）4に準じて決定する。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員18名となっております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年11月19日
付与対象者	受託者 コタエル信託株式会社（注）1
新株予約権の数（個）	500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 50,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,600 （注）3
新株予約権の行使期間	2025年4月1日から2031年12月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,600 資本組入額 1,300
新株予約権の行使の条件	（注）4、5、6、7、8、9
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）10

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2025年3月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

2. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び営業利益が (a)または(b)に定めるいずれかの条件を充たした場合に限り、それぞれに定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を上限に、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる新株予約権の個数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。また、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。
 - (a) 2023年12月期及び2024年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%
 - (b) 2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が50億円を超過した場合かつ、2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が10億円を超過した場合：行使可能割合 100%
8. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員もしくは顧問、業務委託契約先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
10. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2021年11月19日	2023年5月12日
新株予約権の数(個)	3,400	2,530
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 340,000(注)1	普通株式 253,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,730(注)2	1,979(注)2
新株予約権の行使期間	2021年12月6日から2031年12月5日まで	2023年5月31日から2033年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,730 資本組入額 1,365	発行価格 1,979 資本組入額 989.5
新株予約権の行使の条件	(注)3、4、5、6、7	(注)3、4、5、6、7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価格に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）8 .（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
（注）3 に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
（注）7 に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年9月9日 (注)1	2,212,650	2,235,000	-	174,250	-	165,250
2020年3月25日 (注)2	70,000	2,305,000	144,900	319,150	144,900	310,150
2020年4月1日 ~2020年6月30日 (注)3	14,500	2,319,500	9,425	328,575	9,425	319,575
2020年7月1日 (注)4	6,958,500	9,278,000	-	328,575	-	319,575
2020年9月1日 ~2020年10月31日 (注)3	35,200	9,313,200	5,720	334,295	5,720	325,295
2021年5月17日 (注)3	13,600	9,326,800	2,210	336,505	2,210	327,505
2021年5月21日 (注)5	31,744	9,358,544	49,996	386,501	49,996	377,501
2021年7月1日 ~2021年12月31日 (注)3	14,800	9,373,344	2,405	388,906	2,405	379,906
2022年2月1日 ~2022年4月30日 (注)3	17,200	9,390,544	8,715	397,621	8,715	388,621
2022年5月27日 (注)6	12,500	9,403,044	12,881	410,503	12,881	401,503
2022年9月1日 ~2022年12月31日 (注)3	13,200	9,416,244	5,025	415,528	5,025	406,528
2023年5月26日 (注)7	30,000	9,446,244	27,375	442,903	27,375	433,903
2023年6月1日 ~2023年12月31日 (注)3	4,400	9,450,644	875	443,778	875	434,778

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 2020年3月25日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式70,000株(発行価格4,500円、引受価額4,140円、資本組入額2,070円)発行によるものであります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割(1:4)によるものであります。

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 3,150円

資本組入額 1,575円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 2,061円

資本組入額 1,030.5円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 1,825円

資本組入額 912.5円

8. 2024年1月1日から2024年2月29日までの間に、新株予約権の行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	26	78	77	58	8,821	9,065	-
所有株式数(単元)	-	10,630	7,641	3,969	28,238	151	43,723	94,352	15,444
所有株式数の割合(%)	-	11.27	8.10	4.21	29.93	0.16	46.34	100.00	-

(注) 自己株式24株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 株式会社ベクトル)	UNIT 1004B, 10/F., EAST OCEAN CENTRE, 98 GRANVILLE ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG (東京都港区赤坂4丁目15-1)	1,416,000	14.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	820,800	8.69
西江肇司	東京都渋谷区	595,400	6.30
GMCM VENTURE CAPITAL PARTNERS I INC (常任代理人 濱崎 一真)	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, WICKHAMS CAY II, ROAD TOWN, TORTOLA, VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS(東京都港区)	321,200	3.40
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	315,102	3.33
株式会社オークファン	東京都品川区北品川5丁目1-18	283,000	2.99
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常時代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	252,616	2.67
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	191,200	2.02
THE BANK OF NEW YORK 133595 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	BOULEVARD ANSPACH1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1)	157,600	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	114,500	1.21
計	-	4,467,418	47.27

(注) 1. 2024年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITEDが2024年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」は、2023年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
--------	----	------------	------------

VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED	UNIT 1004B, 10/F., EAST OCEAN CENTRE, 98 GRANVILLE ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG	1,256,400	13.29
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	-------

2 . 2024年2月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITEDが2024年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」は、2023年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED	UNIT 1004B, 10/F., EAST OCEAN CENTRE, 98 GRANVILLE ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG	919,200	9.73

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,435,200	94,352	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 15,444	-	-
発行済株式総数	9,450,644	-	-
総株主の議決権	-	94,352	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)1. 当社所有の自己株式24株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

2. 当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議及び2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を行い、自己株式をそれぞれ159,600株、141,800株取得しました。なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 (重要な後発事象) (自己株式の取得)」に記載のとおりであります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議及び2024年2月26日開催の取締役会決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、それぞれ2024年2月15日付、2024年2月27日付で自己株式を取得しております。

詳しくは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）（自己株式の取得）」をご確認ください。

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2024年2月14日）での決議状況 （取得期間 2024年2月15日）	159,600	399,957,600
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	-	-
当期間における取得自己株式	159,600	399,957,600
提出日現在の未行使割合（％）	-	-

(注) 1. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得であります。

2. 当該決議に基づく自己株式の取得は、2024年2月15日をもって終了いたしました。

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2024年2月26日）での決議状況 （取得期間 2024年2月27日）	141,800	399,876,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	-	-
当期間における取得自己株式	141,800	399,876,000
提出日現在の未行使割合（％）	-	-

(注) 1. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得であります。

2. 当該決議に基づく自己株式の取得は、2024年2月27日をもって終了いたしました。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数（数）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	24	55,296
当期間における取得自己株式	25	66,750

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(数)	処分価額の総額(円)	株式数(数)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	24	-	301,425	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことが出来る旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

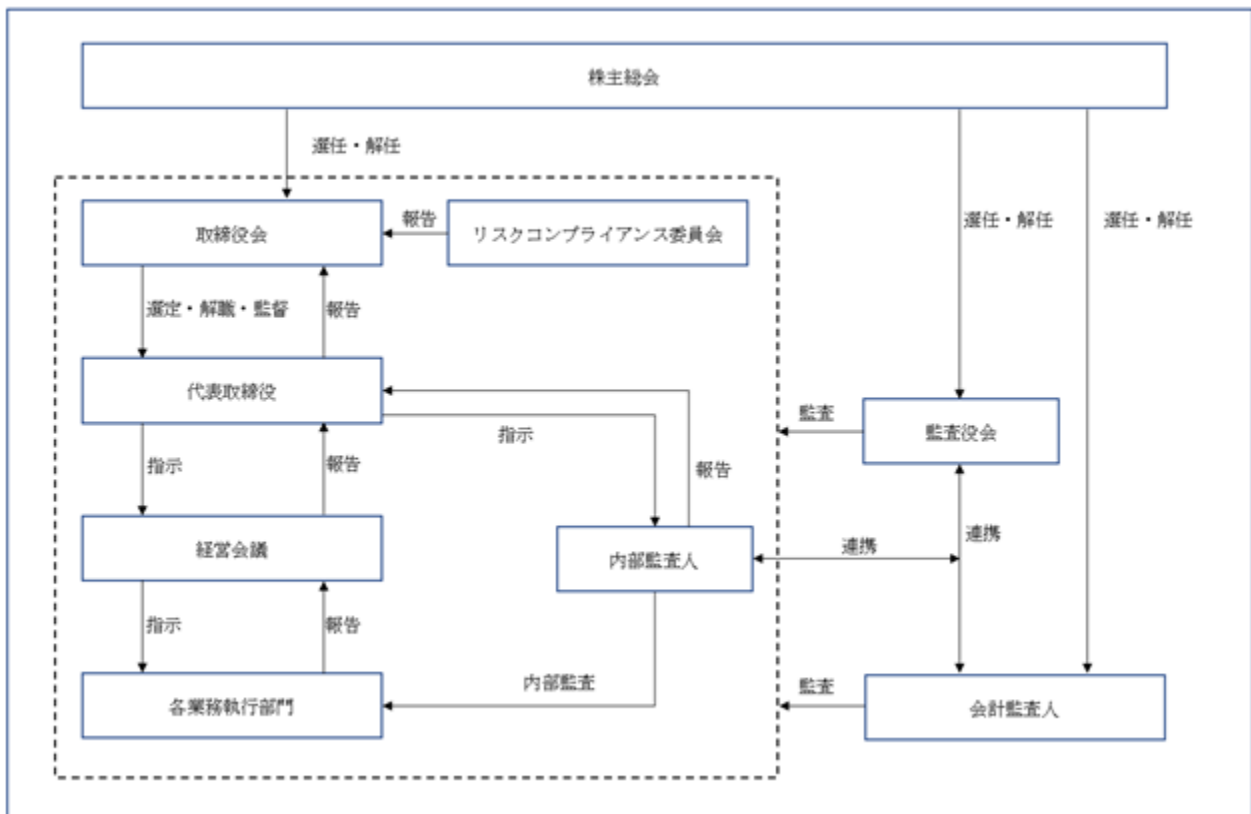
コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。また、コンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。

当社は、会社法関連法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。



a 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、下記の議長及び構成員の計6名で構成されており、毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況の監督、意思決定の公正化を図っております。

- ・議長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、取締役CSO兼CISO 桐山隼人、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 栗原博

b 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、下記の議長及び構成員の計3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や重要書類の閲覧など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

- ・議長：常勤監査役 関大地
- ・構成員：社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太

c 経営会議

経営会議は下記の議長及び構成員計7名並びに必要な場合は、代表取締役の指名する者で構成されております。経営会議は、毎月1回以上開催し、主に取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的運営に関する事項の協議を行っております。

- ・議長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、取締役CSO兼CISO 桐山隼人、常勤監査役 関大地、従業員2名

d 内部監査

当社は独立した内部監査室を設置し、代表取締役の命を受けた内部監査人1名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e リスクコンプライアンス委員会

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。リスクコンプライアンス委員会は下記の委員長及び構成員計11名で構成されており、原則として四半期に1度開催しております。

- ・委員長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、取締役CSO兼CISO 桐山隼人、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 栗原博、常勤監査役 関大地、社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太、従業員2名

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- 1 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「リスクコンプライアンス規程」等を定める。
 - ロ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ロ 当社は、「個人情報保護規程」、「機密情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
 - 3 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

- 八 当社の内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- 4 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- 5 当社及びその子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ロ 当社は、「リスクコンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ハ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ニ 当社の内部監査人は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の従業員の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ホ 当社の監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査人は、当社が子会社を有する場合には、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ロ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- 8 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- イ 当社の取締役及び従業員並びにその子会社の取締役、監査役及び従業員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- 9 その他当社の監査役が効率的に執行されることを確保するための体制
- イ 当社の監査役は、当社及びその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

- 八 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- 二 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- 10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- 11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を宣言する。
- ロ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
- b リスク管理体制及びコンプライアンス体制
当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「リスクコンプライアンス規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長とした「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が補填されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長兼CEO	小池 敏弘	1983年1月 2日生	2006年4月 株式会社リクルートHRマーケティング関西(現 株式会社リクルートジョブズ)入社 2016年7月 AppSocially株式会社 取締役COO 2018年4月 株式会社ALIVAL 代表取締役 2021年1月 当社入社 社長室 室長 2021年3月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2021年3月 Cyber Security Cloud Inc. CEO(現任) 2023年3月 一般社団法人サイバーセキュリティ連盟 代表理 事(現任)	(注)3	61,521
代表取締役 CTO	渡辺 洋司	1975年8月 19日生	1998年4月 株式会社アルファシステム入社 2002年3月 株式会社アスケイド入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業部長 2020年12月 株式会社ソフテック 代表取締役 2021年1月 当社代表取締役社長兼CTO 2021年3月 当社代表取締役CTO(現任) 2021年6月 株式会社キャリアインデックス 取締役(現任)	(注)3	9,011
取締役 CFO	倉田 雅史	1991年8月 30日生	2014年4月 太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査 法人)入所 2016年7月 公認会計士登録 2017年7月 当社入社 執行役員管理部長 2019年3月 当社取締役管理部長 2020年12月 株式会社ソフテック 監査役 2021年3月 当社取締役CFO(現任) 2021年3月 株式会社ソフテック 取締役	(注)3	11,712
取締役 CSO兼CISO	桐山 隼人	1979年7月 9日生	2004年3月 東京大学大学院 新領域創成科学研究科修士課 程 修了 2004年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2012年7月 株式会社シマンテック 入社 2016年3月 グロービス経営大学院 経営学修士(MBA)課程 修 了 2016年3月 アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 入 社 セキュリティソリューションアーキテクト 2022年8月 同社 Head of Security Sales 2023年4月 グロービス経営大学院 客員准教授 就任(現 任) 2024年1月 当社入社 CSO兼CISO(現任)	(注)3	-
取締役	伊倉 吉宣	1979年5月 8日生	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録 2008年4月 AZX総合法律事務所入所 2010年5月 平河総合法律事務所(現 カイロス総合法律事務 所)入所 2013年2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士(現任) 2015年12月 株式会社Waqoo 監査役(現任) 2016年12月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 HRクラウド株式会社監査役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	栗原 博	1953年9月 12日生	1978年4月 富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2004年10月 同社執行役員プロダクションサービス事業本部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年6月 同社取締役専務執行役員営業事業管掌 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 一般社団法人日本テレワーク協会 会長(現任) 2020年12月 株式会社栗原アソシエイツ設立 代表取締役社長(現任) 2021年1月 ギグワークス株式会社 取締役(現任) 2021年4月 株式会社ヒューマンライフ 取締役(現任) 2023年3月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 ASTI株式会社 取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	関 大地	1969年10月 2日生	1994年4月 株式会社東海銀行入行 2000年10月 中央青山監査法人(後のみずず監査法人)入所 2006年5月 公認会計士登録 2007年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師(現任) 2007年8月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年11月 内閣府知的財産戦略本部 知財のビジネス価値評価検討タスクフォース 委員 2020年9月 内閣府知的財産戦略本部 価値デザイン経営ワーキンググループ 委員 2021年3月 当社社外監査役(現任) 2021年3月 株式会社ソフテック 監査役	(注)4	-
監査役	村田 育生	1958年6月 5日生	1995年12月 株式会社ガリバーインターナショナル(現 株式会社IDOM)入社 取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス 代表取締役 2001年4月 株式会社ガリバーインターナショナル(現 株式会社IDOM) 代表取締役副社長 2007年4月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス 代表取締役会長 2009年10月 村田作戦株式会社 代表取締役社長(現任) 2012年9月 株式会社ネクステージ 監査役(現任) 2013年3月 株式会社スノーピーク 取締役 2017年6月 当社社外監査役(現任) 2017年8月 株式会社スノーピークグランピング 代表取締役	(注)4	-
監査役	泉 健太	1979年8月 2日生	2003年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券株式会社)入社 2009年12月 Citigroup Global Markets Japan Inc.(現シティグループ証券株式会社)入社 2010年9月 株式会社フルスピード 取締役CFO 2011年10月 同社取締役副社長(COO兼CMO) 2015年6月 リライアンス・データ株式会社 代表取締役(現任) 2015年9月 タグビク株式会社 取締役(現任) 2016年9月 五反田電子商事株式会社 監査役(現任) 2017年9月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 取締役 2018年3月 当社社外監査役(現任) 2018年10月 Vstudio株式会社 取締役 2019年11月 株式会社AI Marketing 取締役	(注)4	-
計					82,244

- (注)1. 取締役伊倉吉宣及び栗原博の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役関大地、村田育生及び泉健太は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年6月27日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

a．社外取締役

当社は社外取締役2名を選任しております。

社外取締役の伊倉吉宣は、弁護士としての法律分野における豊富な経験・知識を有しており、これまでの経験をもとに、当社の経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図ることを期待したため、社外取締役として選任しております。

社外取締役の栗原博は、富士ゼロックス株式会社での豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことを期待したため、社外取締役として選任しております。

上記2名と当社との間で人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

b．社外監査役

当社は社外監査役3名を選任しております。

社外監査役の関大地は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

社外監査役の村田育生は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

社外監査役の泉健太は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

上記3名と当社との間で人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査、会計監査及び内部統制についての情報伝達を受け、適宜意見交換を行うことで、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、取締役会の一員として意見又は助言により内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は、監査役会や取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じ、内部監査や会計監査の結果も含めた取締役の業務執行状況に関する重要事項の報告を受けております。また、社外監査役は、内部統制システムの整備・運用状況について、監査役会や取締役会及び内部監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、監査役会にて情報共有を図っております。監査役会は3名全員が社外監査役で構成され、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。なお、常勤監査役関大地は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役及び監査役監査の活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営及び決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。当事業年度の取締役会への監査役の出席率は100%でした。常勤監査役は、経営会議等の社内の重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報共有に努めております。

また、監査役会は取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計15回開催し、出席率は100%でした。監査役会の主な決議・検討事項として、監査方針、監査計画の策定、職務執行状況及び会計監査人の監査の相当性等をテーマに議論を行いました。

内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室を設置し、内部監査人として代表取締役の命を受けた内部監査人が、各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査人が所属するチームについては、外部の業務委託者により業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査人は1名であります。

監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査人と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b. 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合におけるその期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 根岸 大樹

指定有限責任社員 業務執行社員 脇崎 喜範

ESネクスト有限責任監査法人及びESネクスト有限責任監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

ESネクスト有限責任監査法人 公認会計士6名 その他6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的且つ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・経理部門・内部監査人等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、ESネクスト有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社は、2023年3月31日開催の第13期定時株主総会において、次のとおり監査法人を異動しております。

第13期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 個別） 三優監査法人

第14期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 連結・個別） ESネクスト有限責任監査法人

なお、臨時報告書（2023年2月27日提出）に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 ESネクスト有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 三優監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年3月31日（第13期定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2019年8月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である三優監査法人は、2023年3月31日開催予定の第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、現在の監査品質を維持しつつ当社の企業規模に応じた機動的な監査が期待できること並びに監査報酬の相当性も含め検討致しました。その結果、新たな視点での監査及び当社の企業規模に適した機動的な監査が期待できること、並びに監査報酬等について総合的に勘案し、新たにESネクスト有限責任監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
26,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	25,500	-
連結子会社	-	-
計	25,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の事業規模や特性に基づき監査計画、監査内容、監査日数及び監査メンバー等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、管理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役報酬は現金の支給による金銭報酬と株式報酬の構成としております。

取締役の報酬は、金銭報酬については、2019年8月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております、株式報酬については、2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として、年額100百万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議いただいております。

各取締役の報酬額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の金銭報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長兼CEO小池敏弘が、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数などに応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております、各監査役の金銭報酬の額については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	109,664	74,100	-	35,564	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	9,000	9,000	-	-	3
社外監査役	11,880	11,880	-	-	3

(注) 上表には、2023年3月31日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおりません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の従業員給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、基準を定めておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前事業年度 三優監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 ESネクスト有限責任監査法人

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,754,945
売掛金	279,530
その他	114,181
貸倒引当金	2,059
流動資産合計	2,146,597
固定資産	
有形固定資産	
建物	50,637
減価償却累計額	5,137
建物(純額)	45,499
工具、器具及び備品	11,777
減価償却累計額	5,491
工具、器具及び備品(純額)	6,285
有形固定資産合計	51,785
無形固定資産	
ソフトウェア	123,202
のれん	177,276
その他	49,719
無形固定資産合計	350,199
投資その他の資産	
敷金	100,586
繰延税金資産	64,621
その他	67,290
投資その他の資産合計	232,497
固定資産合計	634,481
資産合計	2,781,079

(単位：千円)

当連結会計年度
(2023年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	49,437
1年内返済予定の長期借入金	92,459
未払金	187,829
未払費用	141,630
未払法人税等	117,880
契約負債	197,505
その他	80,067
流動負債合計	866,808
固定負債	
長期借入金	91,739
固定負債合計	91,739
負債合計	958,547
純資産の部	
株主資本	
資本金	443,778
資本剰余金	434,778
利益剰余金	915,436
自己株式	55
株主資本合計	1,793,936
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	2,878
その他の包括利益累計額合計	2,878
新株予約権	25,716
純資産合計	1,822,531
負債純資産合計	2,781,079

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
売上高	3,060,751
売上原価	924,992
売上総利益	2,135,759
販売費及び一般管理費	1, 2 1,585,863
営業利益	549,895
営業外収益	
受取利息	2,324
為替差益	8,139
その他	1,047
営業外収益合計	11,511
営業外費用	
支払利息	1,309
その他	194
営業外費用合計	1,504
経常利益	559,903
特別損失	
固定資産除却損	3 522
特別損失合計	522
税金等調整前当期純利益	559,381
法人税、住民税及び事業税	174,803
法人税等調整額	42,630
法人税等合計	132,173
当期純利益	427,207
親会社株主に帰属する当期純利益	427,207

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
当期純利益	427,207
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	977
その他の包括利益合計	977
包括利益	428,185
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	428,185
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	415,528	406,528	488,228	-	1,310,284
当期変動額					
新株の発行	27,375	27,375			54,750
新株予約権の行使	875	875			1,750
親会社株主に帰属する当期純利益			427,207		427,207
自己株式の取得				55	55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	28,250	28,250	427,207	55	483,652
当期末残高	443,778	434,778	915,436	55	1,793,936

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,900	1,900	13,428	1,325,613
当期変動額				
新株の発行				54,750
新株予約権の行使				1,750
親会社株主に帰属する当期純利益				427,207
自己株式の取得				55
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	977	977	12,288	13,265
当期変動額合計	977	977	12,288	496,918
当期末残高	2,878	2,878	25,716	1,822,531

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	559,381
減価償却費	22,663
のれん償却額	25,325
固定資産除却損	522
貸倒引当金の増減額(は減少)	861
為替差損益(は益)	9,267
受取利息	2,324
支払利息	1,309
株式報酬費用	47,599
売上債権の増減額(は増加)	73,094
棚卸資産の増減額(は増加)	5,993
契約負債の増減額(は減少)	24,430
未払金の増減額(は減少)	126,513
その他の資産の増減額(は増加)	12,112
その他の負債の増減額(は減少)	36,393
小計	742,208
利息の受取額	2,324
利息の支払額	1,267
法人税等の支払額	164,804
営業活動によるキャッシュ・フロー	578,460
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	262
無形固定資産の取得による支出	105,887
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	95,208
新株予約権の発行による収入	253
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,750
自己株式の取得による支出	55
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,260
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,390
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	390,440
現金及び現金同等物の期首残高	1,330,154
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	34,350
現金及び現金同等物の期末残高	1,754,945

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Cyber Security Cloud Inc.

当連結会計年度より、Cyber Security Cloud Inc.の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～22年
工具、器具及び備品	2年～10年

無形固定資産(のれんを除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業のサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年にわたって均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準)

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

財務制限条項

当連結会計年度(2023年12月31日)

当連結会計年度末における当社の借入金のうち一部(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金83,380千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触していません。

各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	406,796千円
広告宣伝費	207,012
貸倒引当金繰入額	863

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	132,236千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	522千円
計	522

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
為替換算調整勘定:	
当期発生額	977千円
組替調整額	-
税効果調整前	977
税効果額	-
為替換算調整勘定	977
その他の包括利益合計	977

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	9,416,244	34,400	-	9,450,644
合計	9,416,244	34,400	-	9,450,644
自己株式				
普通株式(注)2	-	24	-	24
合計	-	24	-	24

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加34,400株はストック・オプションの権利行使による増加4,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加30,000株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加24株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	340,000	-	-	340,000	340
	第7回新株予約権	普通株式	-	253,000	-	253,000	253
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	25,123
合計		-	340,000	253,000	-	593,000	25,716

(注)第7回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	1,754,945千円
現金及び現金同等物	1,754,945

2 重要な非資金取引の内容

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本金増加額	27,375千円
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本準備金増加額	27,375

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1年内	103,764千円
1年超	17,294
合計	121,058

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金	100,586	90,850	9,736
資産計	100,586	90,850	9,736
(2) 長期借入金(*2)	184,198	184,198	-
負債計	184,198	184,198	-

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,754,945	-	-	-
売掛金	279,530	-	-	-
敷金	-	-	-	100,586
合計	2,034,475	-	-	100,586

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	92,459	36,919	28,560	26,260	-	-
合計	92,459	36,919	28,560	26,260	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	90,850	-	90,850
資産計	-	90,850	-	90,850
長期借入金(*)	-	184,198	-	184,198
負債計	-	184,198	-	184,198

(*) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価と簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費	12,035千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	社外協力者 2名	当社取締役 2名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 117,600株	普通株式 40,000株	普通株式 119,200株
付与日	2018年3月12日	2018年3月12日	2020年2月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2022年2月15日から 2030年2月13日まで

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託者 コタエル信託株式会社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 50,000株
付与日	2021年12月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年4月1日から 2031年12月5日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	92,000	12,000	97,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	4,000	400
失効	2,000	-	-
未行使残	90,000	8,000	96,800

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	50,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	50,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	325	325	1,125
行使時平均株価(円)	-	2,078	3,050
付与日における 公正な評価単価(円)	-	-	-

	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	2,600
行使時平均株価(円)	-
付与日における 公正な評価単価(円)	908

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	284,888千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	7,782千円

5. 譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費	35,564千円

6. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	第1回譲渡制限付株式報酬	第2回譲渡制限付株式報酬	第3回譲渡制限付株式報酬
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役 (社外取締役を除く) 3名	当社の取締役 (社外取締役を除く) 3名	当社の取締役 (社外取締役を除く) 3名
株式の種類及 び付与数	普通株式 31,744株	普通株式 12,500株	普通株式 30,000株
付与日	2021年5月21日	2022年5月27日	2023年5月26日
譲渡制限期間	自 2021年5月21日 至 2026年5月20日	自 2022年5月27日 至 2026年5月20日	自 2023年5月26日 至 2027年5月20日
解除条件	対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を48で除した数に、本割当株式の数に乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。		
付与日にお ける公正な評 価単 位	3,150円	2,061円	1,825円

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

株式数

前事業年度末	44,244
--------	--------

付与	30,000
没収	-
譲渡制限残	74,244

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	2,239千円
ソフトウェア	20,063
未払事業税	8,654
株式報酬費用	22,410
未払地代家賃	4,194
未払賞与	21,415
その他	867
繰延税金資産合計	79,845
繰延税金負債	
企業結合により識別された無形資産	15,224
繰延税金負債合計	15,224
繰延税金資産の純額	64,621

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	3.6
のれんの償却額	1.4
税額控除	5.5
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りによる使用見込期間は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業のサイバーセキュリティ事業において、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益であり、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益の重要性はございません。

よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	201,372
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	279,530
契約負債(期首残高)	173,075
契約負債(期末残高)	197,505

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの事業は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	小池 敏弘	-	-	当社代表取締役社長兼CEO	(被所有)直接0.7	当社代表取締役社長兼CEO	金銭報酬債権の現物出資(注)	46,537	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	190.13円
1株当たり当期純利益金額	45.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	44.57円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,822,531
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	25,716
(うち新株予約権(千円))	(25,716)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,796,815
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	9,450,620

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	427,207
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	427,207
普通株式の期中平均株式数(株)	9,434,588
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	150,205
(うち新株予約権(株))	(150,205)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権新株予約権の数 3,400個 (普通株式 340,000株) 2021年11月19日開催の取締役会決議による第6回新株予約権新株予約権の数 500個 (普通株式 50,000株)

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を2024年3月27日開催の第14期定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。詳細は以下の通りです。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額を「その他資本剰余金」へ振り替えることで、今後の当社の資本政策の柔軟性、機動性を向上させることを目的とするものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

資本金の額443,778,050円を343,778,050円減少して100,000,000円とし、資本準備金の全額434,778,050円を減少して、それぞれの減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程(予定)

- (1) 取締役会決議 2024年2月14日
- (2) 株主総会決議 2024年3月27日
- (3) 債権者異議申述公告日 2024年4月8日(予定)
- (4) 債権者異議申述最終期日 2024年5月8日(予定)
- (5) 効力発生日 2024年5月10日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

(自己株式の取得)

(2024年2月14日開催の取締役会に基づく取得)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の主要株主であるVECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED(常任代理人 株式会社ベクトル)より、同社の保有する当社株式の一部について売却の打診があり、検討した結果、当該株式売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し既存株主様への影響を軽減する観点とともに、今後の経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするために、自己株式を取得しました。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	159,600株(上限) (発行済株式総数(自己株式除く)に対する割合1.69%) 2023年12月31日現在の株主名簿を基準とした発行済株式数に対する割合としております。
株式の取得価額の総額	400,000千円(上限)
取得期間	2024年2月15日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

(3) 取得に係る事項の内容

上記東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得の結果、2月15日付で、当社普通株式159,600株(取得価額399,957千円)を取得いたしました。

(2024年2月26日開催の取締役会に基づく取得)

当社は2024年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、2024年2月15日付で、当社の主要株主であるVECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED(常任代理人 株式会社ベクトル)より、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式の買付けを実施しておりますが、改めて、追加の売却の打診がありました。かかる打診について検討した結果、当該追加売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し既存株主様への影響を軽減する観点とともに、今後の経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするために、当該追加売却に応じる形で自己株式を取得することといたしました。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	141,800株(上限) (発行済株式総数(自己株式除く)に対する割合1.53%) 2023年12月31日現在の株主名簿を基準とし、2024年2月15日までに買付けを実施した自己株式を除いた発行済株式数に対する割合としております。
株式の取得価額の総額	400,000千円(上限)
取得期間	2024年2月27日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

(3) 取得に係る事項の内容

上記東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得の結果、2月27日付で当社普通株式141,800株(取得価額399,876千円)を取得いたしました。

(多額の資金の借入)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月15日に実施した自己株式の取得資金を充当する目的として、以下のとおり借入を実行いたしました。

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額	350,000千円
借入利率	基準金利+スプレッド
借入実行日	2024年2月22日
借入期間	5年
担保の有無	なし

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	95,208	92,459	0.64	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	184,198	91,739	0.43	2025年～2027年
合計	279,406	184,198	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	36,919	28,560	26,260	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	719,594	1,455,839	2,220,043	3,060,751
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	162,792	322,078	497,753	559,381
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	110,919	220,340	341,118	427,207
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	11.78	23.39	36.17	45.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.78	11.61	12.79	9.11

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,330,154	1,735,001
売掛金	1,210,886	1,281,030
仕掛品	-	5,993
前払費用	79,070	99,656
その他	1,025	1,6327
流動資産合計	1,621,137	2,128,009
固定資産		
有形固定資産		
建物	50,374	50,637
減価償却累計額	2,005	5,137
建物(純額)	48,368	45,499
工具、器具及び備品	12,592	11,777
減価償却累計額	3,546	5,491
工具、器具及び備品(純額)	9,045	6,285
有形固定資産合計	57,414	51,785
無形固定資産		
ソフトウェア	26,322	123,202
のれん	202,601	177,276
顧客関連資産	58,006	49,719
無形固定資産合計	286,931	350,199
投資その他の資産		
関係会社株式	5,606	5,606
敷金	102,493	100,586
繰延税金資産	21,990	64,621
長期前払費用	61,691	67,190
その他	100	100
投資その他の資産合計	191,882	238,104
固定資産合計	536,227	640,088
資産合計	2,157,364	2,768,097

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	51,205	37,935
1年内返済予定の長期借入金	2 95,208	2 92,459
未払金	73,232	209,169
未払費用	122,836	136,959
未払法人税等	105,445	117,880
未払消費税等	29,146	47,673
契約負債	173,075	197,505
預り金	13,721	17,925
その他	17	-
流動負債合計	663,888	857,507
固定負債		
長期借入金	2 184,198	2 91,739
固定負債合計	184,198	91,739
負債合計	848,086	949,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	415,528	443,778
資本剰余金		
資本準備金	406,528	434,778
資本剰余金合計	406,528	434,778
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	473,794	914,633
利益剰余金合計	473,794	914,633
自己株式	-	55
株主資本合計	1,295,850	1,793,134
新株予約権	13,428	25,716
純資産合計	1,309,278	1,818,851
負債純資産合計	2,157,364	2,768,097

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 2,275,950	1 2,980,977
売上原価	664,125	914,637
売上総利益	1,611,824	2,066,340
販売費及び一般管理費	1, 2 1,225,924	1, 2 1,501,222
営業利益	385,900	565,118
営業外収益		
受取利息	9	2,324
為替差益	7,300	8,112
経営指導料	1 3,303	-
その他	1,002	984
営業外収益合計	11,615	11,421
営業外費用		
支払利息	1,783	1,309
株式交付費	23	99
その他	99	95
営業外費用合計	1,905	1,504
経常利益	395,610	575,035
特別利益		
資産除去債務戻入益	3 13,500	-
抱合せ株式消滅差益	4 21,336	-
特別利益合計	34,836	-
特別損失		
固定資産除却損	425	522
特別損失合計	425	522
税引前当期純利益	430,021	574,513
法人税、住民税及び事業税	136,044	176,303
法人税等調整額	12,429	42,630
法人税等合計	123,615	133,673
当期純利益	306,406	440,839

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		266,116	40.1	369,572	40.4
経費		398,008	59.9	545,065	59.6
売上原価		664,125	100.0	914,637	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
通信費(千円)	310,434	396,551

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	388,906	379,906	379,906	167,387	167,387	-	936,201	1,392	937,594
当期変動額									
新株の発行	12,881	12,881	12,881				25,762		25,762
新株予約権の行使	13,740	13,740	13,740				27,480		27,480
自己株式の取得							-		-
当期純利益				306,406	306,406		306,406		306,406
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								12,035	12,035
当期変動額合計	26,621	26,621	26,621	306,406	306,406	-	359,648	12,035	371,684
当期末残高	415,528	406,528	406,528	473,794	473,794	-	1,295,850	13,428	1,309,278

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	415,528	406,528	406,528	473,794	473,794	-	1,295,850	13,428	1,309,278
当期変動額									
新株の発行	27,375	27,375	27,375				54,750		54,750
新株予約権の行使	875	875	875				1,750		1,750
自己株式の取得						55	55		55
当期純利益				440,839	440,839		440,839		440,839
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								12,288	12,288
当期変動額合計	28,250	28,250	28,250	440,839	440,839	55	497,284	12,288	509,572
当期末残高	443,778	434,778	434,778	914,633	914,633	55	1,793,134	25,716	1,818,851

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～22年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

のれん 効果の及ぶ期間(10年)に基づく定額法

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(9年)に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当社は、当事業年度より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第106条に定める発行済株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6の2に定める金融商品に関する注記については、同条第7項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の15に定めるストック・オプションに関する注記については、同条第9項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の29に定めるセグメントに関する注記については、同条第5項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の10に定める関連当事者との取引に関する注記については、同条第1項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	62,320千円	94,751千円
短期金銭債務	12,524千円	21,351千円

2 財務制限条項

前事業年度(2022年12月31日)

当事業年度末における当社の借入金(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金111,940千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触していません。

各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

当事業年度(2023年12月31日)

当事業年度末における当社の借入金(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金83,380千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触していません。

各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	214,747千円	321,742千円
営業費用	50,161	59,717
営業取引以外の取引による取引高	3,303	-

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39.7%、当事業年度38.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60.3%、当事業年度61.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	87,780千円	94,980千円
給料及び手当	266,897	342,874
業務委託費	82,364	93,381
広告宣伝費	207,304	207,009
研究開発費	98,786	132,236
減価償却費	11,100	14,780

3 資産除去債務戻入益

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

外部から賃借しておりました本社建物に対して、契約時に原状回復費用の発生に備えておりました資産除去債務を、原状回復義務を免除する契約を賃貸人と締結したことに伴い戻し入れたことによるものであります。

4 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、2022年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ソフテックを吸収合併したことに伴い、21,336千円を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額5,606千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額5,606千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	22,555千円	2,239千円
ソフトウェア	-	20,063
未払事業税	7,028	8,654
未払地代家賃	7,790	4,194
株式報酬費用	11,520	22,410
未払賞与	10,699	21,415
その他	220	867
繰延税金資産小計	59,815	79,845
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	20,063	-
評価性引当額小計	20,063	-
繰延税金資産合計	39,752	79,845
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	17,761	15,224
繰延税金負債合計	17,761	15,224
繰延税金資産の純額	21,990	64,621

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	0.2
住民税均等割	0.1	0.1
評価性引当額の増減	0.9	3.5
のれんの償却額	1.4	1.3
合併による影響額	2.3	-
税額控除	2.9	5.4
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7	23.3

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を2024年3月27日開催の第14期定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(自己株式の取得)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

また、2024年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(多額の資金の借入)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月15日に実施した自己株式の取得資金を充当する目的として、借入を実行いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	50,374	262	-	50,637	5,137	3,131	45,499
工具、器具及び備品	12,592	-	815	11,777	5,491	2,237	6,285
有形固定資産計	62,967	262	815	62,414	10,629	5,369	51,785
無形固定資産							
ソフトウェア	28,971	105,887	-	134,859	11,656	9,007	123,202
のれん	221,595	-	-	221,595	44,319	25,325	177,276
顧客関連資産	64,221	-	-	64,221	14,501	8,286	49,719
無形固定資産計	314,788	105,887	-	420,676	70,477	42,619	350,199
長期前払費用	61,691	54,750	49,251	67,190	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア 自社サービスの開発による増加 105,887千円
 長期前払費用 譲渡制限付株式報酬の発行等による増加 54,750千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

長期前払費用 前払費用への振替による減少 49,251千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cscloud.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出。

第14期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日関東財務局長に提出。

第14期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2023年4月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年5月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2023年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2024年2月1日 至 2024年2月29日）2024年3月11日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月27日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根岸 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇崎 喜範

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウド及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施した。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施した。
3. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は自社開発プロダクトによるサイバーセキュリティ事業を提供する単一の事業セグメントであり、その主要な売上はクラウド型のセキュリティ・サービス「攻撃遮断くん」及びWAFのルール自動運用サービス「WafCharm」である。連結損益計算書に計上されている当該サービスの売上高は2,340,202千円であり、連結売上高全体の約76%を占めている。</p> <p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(3) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、主たる事業であるサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約から生じる収益は顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識している。</p> <p>これらサービスの顧客の契約情報は顧客管理システムにより管理されているが、会計システムへの連携においてデータに変更を加える余地があり、架空売上計上のリスクが存在する。</p> <p>会社は2025年に向けた財務目標として、売上高50億円、営業利益10億円を掲げており、売上高は経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の1つである。</p> <p>上記のとおり、サイバーセキュリティ事業の中での主要なサービスである「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」に関する売上高は経営者及び財務諸表利用者が着目する重要な数値であり、また、システム間の連携においてデータに変更を加える余地があり、架空売上計上のリスクが存在することから、当監査法人は攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」の販売プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。</p> <p>(2)実証手続 ・提供サービスごとの売上高月次推移分析を実施した。 ・売上高計上額について、顧客管理システム等の売上高との突合を実施した。 ・顧客管理システムとサービス提供システムのデータの整合性を確認した。 ・個々の売上取引についてサンプルを抽出し、売上計上の基礎データについて根拠となる契約書類等と突合するとともに、対応する入金記録等との突合を実施した。 ・売掛金残高について、サンプルを抽出し、取引先に対する残高確認手続を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サイバーセキュリティクラウドが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根岸 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇崎 喜範

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施した。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施した。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は自社開発プロダクトによるサイバーセキュリティ事業を提供する単一の事業セグメントであり、その主要な売上はクラウド型のセキュリティ・サービス「攻撃遮断くん」及びWAFのルール自動運用サービス「WafCharm」である。損益計算書に計上されている当該サービスの売上高は2,339,536千円であり、売上高全体の約78%を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、主たる事業であるサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約から生じる収益は顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識している。</p> <p>これらサービスの顧客の契約情報は顧客管理システムにより管理されているが、会計システムへの連携においてデータに変更を加える余地があり、架空売上計上のリスクが存在する。</p> <p>会社は2025年に向けた財務目標として、売上高50億円、営業利益10億円を掲げており、売上高は経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の1つである。</p> <p>上記のとおり、サイバーセキュリティ事業の中での主要なサービスである「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」に関する売上高は経営者及び財務諸表利用者が着目する重要な数値であり、また、システム間の連携においてデータに変更を加える余地があり、架空売上計上のリスクが存在することから、当監査法人は攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」の販売プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。</p> <p>(2)実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供サービスごとの売上高月次推移分析を実施した。 売上高計上額について、顧客管理システム等の売上高との突合を実施した。 顧客管理システムとサービス提供システムのデータの整合性を確認した。 個々の売上取引についてサンプルを抽出し、売上計上の基礎データについて根拠となる契約書類等と突合するとともに、対応する入金記録等との突合を実施した。 売掛金残高について、サンプルを抽出し、取引先に対する残高確認手続を実施した。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月31日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。